

町内施設臨時休業延長のお知らせ

6月20日(日)まで休業する施設

遠 軽 地 域

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・国産材需要開発センター木楽館 ・太陽の丘えんがる公園
(虹のひろば管理棟、サンヒルハウス、文化研修館のみ) ・遠軽町福祉センター(使用貸出) ・遠軽町高齢者センター ・遠軽町郷土館 ・遠軽町図書館(電話・WEB予約による貸出可) ・ひがし児童館(学童保育を除く) ・にし児童館(学童保育を除く) ・みなみ児童館(学童保育を除く) ・遠軽町総合体育館 ・東体育館 ・社名淵体育館 ・豊里体育館 ・遠軽町武道館 ・えんがる温水プール | <ul style="list-style-type: none"> ・遠軽コミュニティセンター ・瀬戸瀬コミュニティセンター ・えんがる高齢者スポーツセンター ・遠軽町青少年会館 ・えんがる球場 ・えんがる東球場 ・えんがるソフトボール球場 ・えんがる球技場 ・えんがる湧別川球技場 ・えんがる多目的広場 ・えんがる湧別川多目的広場 ・えんがるテニスコート ・えんがるパークゴルフ場 ・瀬戸瀬パークゴルフ場 ・遠軽町基幹集落センター ・社名淵地域公民館 ・瀬戸瀬地域公民館 |
|---|--|

生 田 原 地 域

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・木のおもちゃワールド館「ちゃちゃワールド」 ・かぜる西(学童保育を除く) ・かぜる南 ・かぜる北 ・かぜる安国(学童保育を除く) ・生田原福祉センター ・生田原老人憩の家 ・生田原図書館(電話予約による貸出可) | <ul style="list-style-type: none"> ・生田原スポーツセンター ・生田原球場 ・生田原河畔公園パークゴルフ場 ・安国パークゴルフ場 ・安国公民館 ・生田原宿泊研修施設「キララン清里」 ・安国活性化センター「ピノキオハウス」 ・生田原オホーツク文学館 |
|---|--|

丸 瀬 布 地 域

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・丸瀬布コミュニティセンター(使用貸出) ・丸瀬布老人福祉センター ・丸瀬布集会施設「東町会館」 ・丸瀬布集会施設「西町会館」 ・丸瀬布集会施設「天神会館」 ・丸瀬布集会施設「新町会館」 ・丸瀬布集会施設「金湧会館」 ・丸瀬布集会施設「金山会館」 ・丸瀬布集会施設「上武利集会所」 ・丸瀬布活性化施設 ・丸瀬布温泉やまびこ ・丸瀬布森林公園いこいの森 | <ul style="list-style-type: none"> ・丸瀬布農村集落多目的共同利用施設 ・丸瀬布昆虫生態館 ・丸瀬布図書室(電話予約による貸出可) ・丸瀬布郷土資料館 ・丸瀬布武道館 ・丸瀬布多目的屋内運動施設「TAMOKU」 ・丸瀬布総合スポーツ公園 ・丸瀬布生涯学習館 ・丸瀬布中央公民館(学童保育を除く) ・丸瀬布木工体験交流館 ・丸瀬布小学校体育館 |
|--|--|

白 滝 地 域

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・白滝図書室(学童保育を除く)
(電話予約(白滝教育センター)による貸出可) ・白滝ジオパーク交流センター ・遠軽町埋蔵文化財センター ・白滝ゲートボール公園 ・白滝活性化施設のびのび(保育所を除く) ・白滝中学校体育館 ・白滝柔剣道場 | <ul style="list-style-type: none"> ・白滝ふれあいセンター ・白滝山村広場 ・白滝地場産品加工施設 ・上支湧別農作物準備休憩施設「こまくさ」 ・白滝山の家 ・白滝文化村ロッジ ・白滝国際交流センター ・白滝高原キャンプ場 |
|--|---|

※ただし、既に施設の使用許可や予約済みのもので、中止または延期することにより、大きな影響を及ぼす事業等についてのみ、感染症対策を徹底することを条件に使用を認めます。

【問合せ先】各施設の所管課等へお問い合わせください。

広報えんがる

瓦版

2021年(令和3年)

6月2日(水)

発行：遠軽町役場
総務部企画課

電話 42 - 4818
FAX 42 - 3688

国は、5月28日、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言延長(6月1日(日)を決定しました。)

国の緊急事態宣言延長を受け、本町では、新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、次の町内施設のうち、一部の施設を臨時休業を延長します。

「不要不急の外出自粛」及び「飲食の際には、黙食を実践する」など、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等への取組みについて、引き続きご協力をお願いします。

町民の皆様におかれましては、
「不要不急の外出自粛」及び「飲食
の際には、黙食を実践する」な
ど、新型コロナウイルス感染症
のまん延防止等への取組みにつ
いて、引き続きご協力をお願い
します。
【問合先】各施設の所管課等へお問い合わせください。
☎42 - 4811

緊急事態宣言延長に伴う北海道からの要請

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、北海道では新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施することとなりました。

北海道からの要請内容について一部抜粋してお知らせしますので、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等への取組みに引き続きご協力をお願いします。

【町民の皆様への要請】

期 間	6月1日(火)～20日(日)
要請内容	<p>【外出の際は】</p> <p>◆不要不急(※)の外出や移動を控える。 特に20時以降の外出を控える。加えて、特に日中、週末の外出を控える。 ※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。 なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。 ※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。</p> <p>【飲食の際は】</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。 ◆「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用) ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。</p>

【町内飲食店への要請】

期 間	6月1日(火)～20日(日)								
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)</p> <p>【遊興施設】 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>								
要請内容	<p>◆営業時間は5時から20時まで</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は、11時から19時まで</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。</p> <p>◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。</p>								
支援金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金額</th> <th>1店舗1日当たりの売上高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5万円</td> <td>83,333円以下</td> </tr> <tr> <td>2.5万円～7.5万円</td> <td>83,333円を超え250,000円以下</td> </tr> <tr> <td>7.5万円</td> <td>250,000円を超える</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆【中小企業・個人事業者】 1日当たりの売上高に応じて2.5万円～7.5万円 ※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設(店舗)のうち、<u>従来から20時を超えて営業を行っている施設(店舗)</u>が対象となります。</p> <p>◆受付開始(予定) 受付開始日が決まり次第、北海道のホームページなどでお知らせします。</p> <p>◆支援金の単価 右表のとおり</p> <p>※1日当たりの売上高は、令和元年または令和2年6月の売上高÷30×0.3(千円未満切り上げ) ☎支援金に関するお問い合わせ専用ダイヤル ☎011-350-7377(8:45～17:30 6月は土日も対応)</p>	支援金額	1店舗1日当たりの売上高	2.5万円	83,333円以下	2.5万円～7.5万円	83,333円を超え250,000円以下	7.5万円	250,000円を超える
支援金額	1店舗1日当たりの売上高								
2.5万円	83,333円以下								
2.5万円～7.5万円	83,333円を超え250,000円以下								
7.5万円	250,000円を超える								

新型コロナワクチン接種の 看護師・准看護師・一般事務員募集

新型コロナワクチン接種にご支援いただける看護師・准看護師及び一般事務員を募集します。ご協力いただける方は、遠軽町の会計年度任用職員に登録をお願いします。

- 業務内容：新型コロナワクチン接種・一般事務
 - 場所：保健福祉総合センター・げんき21ほか
 - 日程：集団接種等の実施日のうちご協力いただける日を調整します。
- ☎保健福祉課 古賀 ☎42-4813

偏見・差別を無くしましょう

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。もし、自分や家族、大事な人がかかったら…。相手の気持ちになって、いじめや偏見・差別、誹謗中傷を無くしましょう。

お困りごとがあれば、一人で悩まずご相談ください。

- ・新型コロナウイルス人権相談窓口
- ・電話番号 011-206-0497
- ・受付時間 平日9:00～17:00
- ・Eメール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp



新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について(北海道ホームページ)

北海道 新型コロナ 人権 検索

緊急事態措置協力支援金の申請開始

北海道では、令和3年5月16日(遅くとも5月18日)から5月31日まで、営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮など、営業時間短縮等の要請に応じていただいた飲食店、カラオケ店、結婚式場等を管理する事業者の皆様へ支給する協力支援金の受付を開始しました。申請期限は、8月31日までとなっております。申請方法は、郵送または電子申請となります。支給要件や申請書類などの詳しい内容については、北海道のホームページに掲載されていますので、ご確認

ください。
なお、協力支援金に関するお問い合わせについては、北海道感染防止対策協力支援金事務局へご連絡ください。

北海道ホームページ



緊急事態措置
協力支援金申請

事務局長
☎011-350-7377
■開設時間
午前8時45分～午後5時30分
※6月は土日も対応しています。